

京都市告示第 251 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるアクアリーナ・西院スポーツネットワークの代表者である美津濃株式会社から、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のサブプールを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年7月10日

京都市長 門川 大作

平成27年7月14日（火）を、サブプールを供用しない日に加える。

(理由)

サブプールの可動床の制御盤等の更新工事を行うため

(文化市民局市民スポーツ振興室)